

質問と  
答え

# いやなことや困ったことが 起こった時には？

**質問 1** 障害のことで差別されたら、  
まずどうしたらいいのですか？

**答え** 役所に相談を受け付けてくれる  
窓口があるので、その窓口で相談してください。  
そこで解決できない場合は、  
他の相談窓口を教えてください。

**質問 2** 差別した会社・お店などは、  
どうなるのですか？

**答え** 会社・お店などの場合は、  
障害のある人にどんな対応をしたか  
役所に報告するように求められたり、  
差別をしないように注意をされることがあります。

**質問 3** 近所の人から差別的なことを  
言われました。その人は  
罰を受けないのでしょうか。

**答え** 障害者差別解消法が禁止しているのは、  
役所や会社・お店などによる差別です。  
この法律が、一人ひとりのすることや  
考えを罰することはありません。  
障害のある人への差別がなくなるよう、  
国や都道府県または市町村は、障害や障害の  
ある人について、国民が理解を深められるような  
取組をしなければなりません。

**質問 4** この法律はいつから  
スタートするのですか？

**答え** | 平成28(2016)年4月から始まります。

相談窓口



わかりやすい  
版

# 障害者差別 解消法が できました

この法律は、障害のある人への  
差別をなくすことで、  
障害のある人もない人も共に生きる社会を  
つくることを目指しています。

このリーフレットは、誰にでも  
わかりやすくなるよう、  
知的障害のある方などと共に  
話しあいながら作られたものです。

# こんなことで困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちとは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。



災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。



交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいのか分からないので職員に聞いたが、わかるように説明してくれなかった。



障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

## 「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

## 「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。障害のある人が困っているときにその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。



アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。



スポーツクラブや習い事の教室などで障害があることを理由に、入会を断られた。

役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。



みんなの声を受けて、障害者差別解消法ができました。

## 役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。